

豊中市地域サポート応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市地域サポート応援事業の実施に関し、必要な事項を定めるとともに、豊中市地域サポート応援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

第2条 対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、第3条に掲げる者が実施する地域密着型事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大により困難を抱える市内居住者や市内団体等をサポートすることを目的とし、感染拡大を受けて新たに開始する又は従来手法を一部改変し、令和2年度中に取り組む事業であること。
- (2) 前項に掲げるもののうち、特定の構成員の利益の増進に限定されるものでないこと。
- (3) 第14条に定める期日までに市への実績報告がされるものであること。

(対象者)

第3条 本事業に申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 複数の者によって組織された団体であること。
- (2) 行政が事務局に参加していない団体であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）の統制の下にある団体ではないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

(公募)

第4条 市長は、対象事業を、公募により決定することができる。

2 公募の枠組みは、助成金支援コース、ふるさと納税型クラウドファンディングコース、広報活動支援コースの3枠とし、そのうち助成金の交付を伴うものは助成金支援コース及びふるさと納税型クラウドファンディングコースの2枠とする。

3 助成金支援コース及びふるさと納税型クラウドファンディングコースについては、締切りを設け、2回公募する。ただし、予算の範囲内で、市長が適当と認めるときは、追加公募を行うことができる。広報活動支援コースについては、締切りを設け、随時公募する。

4 各コースにつき、1事業あたり1回に限り応募可能とする。

(助成金)

第5条 市長は、助成金の交付を伴う2枠の事業について、当該事業に要する経費の一部又は全部を助成金として交付することができる。

2 同一事業で、助成金支援コースとふるさと納税型クラウドファンディングコースの双方に応募することも可能とするが、第6条に規定する対象経費が重複することのないよう、各々の事業において支援する対象者や実施期間等を明確に区分するものとする。

(対象経費)

第6条 助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、第2条に規定する対象事業に直接要する経費のうち、市長が認めたもので、令和2年度中に支出されたものとする。ただし、市長が特に必要と認めた経費についてはこの限りではない。

(助成金支援コースの助成金の額)

第7条 助成金支援コースの助成金の額は、1事業あたり300,000円を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。なお、対象経費の実績額の10分の10を上限とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(ふるさと納税型クラウドファンディングコースの助成金の額)

第8条 ふるさと納税型クラウドファンディングコースの助成金の額は、1事業あたり1,000,000円を上限とし、クラウドファンディングで集まった金額により決定する。なお、対象経費の実績額の10分の10を上限とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 対象経費の実績額が交付決定額を下回った場合及び申込みの取下げがなされた場合等により、助成金としなかった寄付金については、とよなか新型コロナウイルス対策基金に積み立てることとする。

4 助成金支援コースとふるさと納税型クラウドファンディングコースの双方を活用する場合は、対象経費から前条に規定する助成金額を控除した金額をクラウドファンディングの資金調達の上限とする。

(申込み)

第9条 本事業に申込みをしようとする団体（以下「申込者」という。）は、別表2に定める申込書兼誓約書（様式第1号）に、事業実施計画書（様式第2号）を添えて申し込まなければならない。助成金の対象となる2枠に申し込む場合は、予算書（様式第3号）を添えて申し込まなければならない。

(決定等の通知)

第10条 市長は、事業の採択を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を事業採択通知書（様式第4号）により、当該申込者に通知するものとする。なお、その際は交付決定額をあわせて通知するものとする。

2 市長は、事業の不採択を決定したときは、不採択通知書（様式第5号）により、当該申込者に理由を付してその旨を通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第11条 前条第1項の規定による事業採択の通知を受けた団体（以下「採択決定団体」という。）は、当該通知にかかる決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に書面により申込みの取下げをすることができる。

2 前項の規定による申込みの取下げがあったときは、当該申込みに係る事業採択の決定は、なかったものとみなす。

(助成金支援コースの概算払い)

第12条 助成金支援コースにおいて、申込者が事業を完了する前に助成金の交付を受けることで、より円滑に当該事業を行うことができると認めるときは、概算払いの対象とすることができる。

2 申込者は、事業が完了する前に助成金の交付を受けようとするときは、概算払い請求書（様式第6号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項請求書の提出を受けたときは、概算払いを行うか否かを決定し、概算払い確定通知書（様式第7号）において通知するものとする。

4 概算払いの金額は、交付決定額と同額とする。ただし、特別の事情があるときは、交付決定額から減額した金額とする。

(対象事業の完了)

第13条 採択決定団体は、対象事業が完了したときは、すみやかに実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。助成金支援コース及びふるさと納税型クラウドファンディングコースに申し込む場合は、決算書（様式第9号）を添えて報告しなければならない。

2 対象事業の完了は、前項の規定により提出された実績報告書等に基づき、事業実施計画書等の内容どおり実施されたか否かにより判断する。ただし、当該計画書等が第17条の規定により変更されたときは、変更後のもので判断する。

(実績報告の期限)

第14条 前条の報告は、当該対象事業が完了した日の翌日から起算して30日以内（当該助成対象事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日が令和3年4月10日

を越える場合は、令和3年4月10日まで)に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

(助成金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告にかかる対象事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書の審査等を行うことにより調査し適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付額確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第16条 前条の規定による通知を受けた採択決定団体は、通知を受けた日から2週間以内に交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(決定等の変更)

第17条 市長は、事業採択を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、事業採択の決定の全部若しくは一部の取消し又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件の変更(以下「決定等の変更」という。)をすることができる。

2 採択決定団体は、事業採択通知後において、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、事業変更申込書(様式第12号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りではない。

3 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、当該計画書等に記載された事項の変更(以下「計画書等の変更」という。)を認めるか否かを決定するものとする。

4 市長は、計画書等の変更を認めると決定した場合において、当該決定に係る対象事業の交付決定額を変更する必要があるときは、当該交付決定額の範囲内でその額を変更することができる。

5 市長は、計画書等の変更を認めるか否かについて決定したときは、その旨を書面により採択決定団体に通知するものとする。

(決定の取消し)

第18条 市長は、採択決定団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、事業採択の決定の全部又は一部の取消しを行うことができる。

(1) 事業採択の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 助成金を当該事業以外の用途に使用したとき。

(3) 助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき。

(5) その他市長が事業採択の決定を取り消す必要があると認めるとき。

(助成金の返還)

第 19 条 市長は前条の規定により事業採択の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(この要綱に定めのない事項)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、都市経営部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和 2 年 6 月 24 日から実施する。

(別表1)

助成金の対象となる経費

費目
諸謝金
旅費
消耗品費
印刷製本費
通信運搬費
保険料
使用料及び賃借料
その他

実績報告にはそれぞれの経費にかかる領収書又は銀行振込受領書等（原則、写しで可）を添付すること。

(別表2)

本助成金の交付にかかる様式

様式番号	書類
様式第1号	申込書兼誓約書
様式第2号	事業実施計画書
様式第3号	予算書
様式第4号	事業採択通知書
様式第5号	不採択通知書
様式第6号	概算払い請求書
様式第7号	概算払い確定通知書
様式第8号	実績報告書
様式第9号	決算書
様式第10号	交付額確定通知書
様式第11号	交付請求書
様式第12号	事業変更申込書